3%賃上げ助成～計画書等提出前チェックリスト～

★提出前に必ず確認してください！！★

（1）（第1号様式別添1）賃金改善内訳（職員別内訳）について

☐記載している職員名は、すべて令和4年4月～9月（予定含む）に在籍している職員ですか

☐記載している職員名は、「法人役員を兼務する施設長」や、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員」は含んでいないことを確認しましたか。
※「法人役員を兼務する施設長」や、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員」は、3%賃上げ助成の対象外です。

☐3%賃上げ助成のうち、「令和4年度　賃金改善見込額」+「令和4年度　賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」≧「令和4年度　補助見込額（賃金改善部分）」（様式1計画書1⑪）を満たしていますか。
※3%賃上げ助成の令和4年度　補助額を上回る賃金改善計画が必要です。

☐3%賃上げ助成のうち、「令和4年度　賃金改善見込額のうち、基本給及び決まって毎月支払う手当」≧「令和4年度　賃金改善見込額」×2/3 を満たしていますか。
※令和4年度賃金改善見込額のうち、2/3 以上は、基本給及び決まって毎月支払う手当に充てる必要があります。

☐実施期間に支払う金額の合計額が記載されていますか。

（2）（第1号様式別添2）同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表について

☐3%賃上げ助成のうち、助成額を同一の施設・事業者が運営する他の施設・事業者の賃金改善に充てる場合、向上支援費分の補助額は0円になっていますか。
※向上支援費分の補助額を受け取る場合は、助成額を他の施設・事業者の賃金改善に充てることはできません。